

件 名	愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例						
主 管 課	人事課						
根拠法令等	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)						
【改正の概要】 令和7年度組織改正に伴い、「愛媛県行政組織条例」に規定されている部の分掌事務を次のとおり改正する。 <table><tr><th>部名</th><th>改正内容</th></tr><tr><td>企画振興部</td><td>・分掌事務に、「男女共同参画に関する事項」を追加する。</td></tr><tr><td>保健福祉部</td><td>・分掌事務から、「男女共同参画に関する事項」を削る。</td></tr></table>		部名	改正内容	企画振興部	・分掌事務に、「男女共同参画に関する事項」を追加する。	保健福祉部	・分掌事務から、「男女共同参画に関する事項」を削る。
部名	改正内容						
企画振興部	・分掌事務に、「男女共同参画に関する事項」を追加する。						
保健福祉部	・分掌事務から、「男女共同参画に関する事項」を削る。						
施 行 日	令和7年4月1日						
【その他参考事項】 ○地方自治法 第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の<u>内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。</u> 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。							